



8都総第 1-0009号
令和 8年 4月 28日

名古屋市港区
当知町7-45

(株) 成建

秋江 祐二 様

愛知県知事 大村 秀章



一般建設業について（許可）

令和 8年 4月 2日 付けで申請のありました 一般建設業に
ついては、建設業法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり
許可します。

記

許 可 番 号	愛知県知事 許可（般一 8）第32971号
許 可 年 月 日	令和 8年 4月 20日
許 可 の 有 効 期 限	令和13年 4月 19日
許 可 建 設 業 の 種 類	とび・土工工事業 解体工事業

担当 都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室
電話 052-954-6503
(ダイヤルイン)

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和13年 3月 20日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市港区当知町七丁目45番地

氏 名 株式会社 成建
代表取締役 秋江 祐二 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 4 (2022) 年12月12日
許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年12月11日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成24年12月12日 新規許可

平成29年12月12日 更新許可

令和 4年12月12日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ (無)

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市港区当知町七丁目 4 5 番地

氏 名 株式会社 成建

代表取締役 秋江 祐二 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許 可 の 年 月 日 令和 6 (2024) 年 8 月 2 7 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 1 (2029) 年 6 月 2 2 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (選別)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字中梅 1 9 番 2

イ 設置年月日

平成 1 7 年 4 月 1 4 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラス

許可番号第 02320001012 号

くず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

56.16m³/日（7.02m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 6月23日 新規許可

平成21年 7月21日 更新許可

平成26年 9月29日 更新許可

令和 元年 9月 2日 更新許可

令和 6年 8月27日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無